

## 大阪広域環境施設組合規則第1号

### 職員の管理職手当に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則の特例に関する規則（平成30年規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第1条 職員の管理職手当に関する規則（平成27年規則第50号。以下「規則」という。） 第2条第1項第1号及び第2号又は同条第2項第1号及び第2号の規定の適用を受ける職員の管理職手当の月額は、平成30年4月から令和4年3月までの各月分に限り、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。	第1条 職員の管理職手当に関する規則（平成27年規則第50号。以下「規則」という。） 第2条第1項第1号及び第2号又は同条第2項第1号及び第2号の規定の適用を受ける職員の管理職手当の月額は、平成30年4月から平成33年3月までの各月分に限り、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則の特例に関する規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。